

キャッシュレス取引判例研究会の 発足にあたって

山本 豊

キャッシュレス取引判例研究会座長
京都大学名誉教授

現金志向が根強いといわれて久しい日本の経済社会においても、キャッシュレス化の進展は著しく、もはや押しとどめようもない趨勢となりつつある。それに伴って、様々な法的問題が発生し、また今後も噴出するであろうことが、容易に予想される。諸問題の法的検討の必要性がますます高まっていくであろうことは、誰の目にも明らかである。

しかしながら、キャッシュレス取引の法務に関しては、専門研究誌に当たるものが乏しい。たとえば、伝統的にはキャッシュレス取引の代表格と目されるクレジットカード取引について、金融法務関連の雑誌等において周縁的な位置づけで取り上げられる程度であって、継続的な研究や研究発表の場が十分提供されているとはいえない現状にある。

こうした状況を徐々に改善するための取組みの一環として、このたび、キャッシュレス取引の研究に意欲を持つ法学研究者・法曹実務家等の参画を得て、「キャッシュレス取引判例研究会」が発足される運びになった。

この研究会は、その名称が示す通り、時流に乗らず、派手さを狙わず、足元で現れている裁判例をコツコツと取り上げる地道な研究を活動内容とするものである。

キャッシュレス取引、とりわけクレジット取引の分野における従来の判例研究においては、実務の標準的理解からはやや乖離した裁判例が、その新奇性等のゆえに注目を集め、時にバランスを欠いた取り上げ方をされる傾向もなかった。本研究会では、特に目立つところのない「普通の裁判例」も、それが重要な論点を含む限りは、分け隔てなく取り上げ、実務的に手堅い内容とすることを目指す。このたびの「キャッシュレス取引判例研究〈第1期〉」の中で取り上げる裁判例も、その過半が、原稿締切時点において商用データベースのみに掲載されている（伝統的な紙媒体の判例誌には掲載されていない）ものであって、本研究会なくしては、おそらく論評の対象になることもなく見過ごされたであろうと考えられる。そうした裁判例も、無視することなく丁寧に取り上げることを、本研究会の特長の一つであると主張しうるよう、努めてまいりたい。

研究の内容は、キャッシュレス取引分野における裁判例の動向の紹介・分析と個別判例の

研究から構成される。この構成は、読者において、前者を参照することにより、対象期間の主な裁判例の動きを手早く概観することができるようにし、また、後者に目を通すことにより、対象裁判例のより詳しい内容と執筆者による分析・検討に触れることができるようにすることを狙いとするものである。

ところで、「キャッシュレス取引」として、どの範囲の裁判例を研究対象とするかは、中々に悩ましい問題である。「キャッシュレス取引」とは何かという抽象的な定義を設定して、それに該当するか否かを基準として裁判例を機械的に取捨選択するというアプローチだけでは、頭でっかちになりかねない。当研究会やメンバーの持ち味をよりよく発揮できるには、どのような基準が望ましいかという観点を加味することも必要である。そこで、差し当たりは、次の①から⑤に示すおおまかな方針を立てつつ、さらなる詳細は試行錯誤しつつ、模索してまいりたい。

- ①キャッシュレス決済ないし支払（クレジット、デビットカード、プリペイドカード、電子マネーのほか、QRコード決済等種々の新興の方式による支払）に関する法律問題を扱う裁判例を取り上げる。
- ②クレジットに関係して担保取引が問題となるものも取り上げる。
- ③クレジット業者の個人信用情報の取り扱いが問題となっている裁判例も取り上げる。
- ④購入者と加盟店（販売業者・役務提供事業者等）との法律関係についての判断がもたら問題になっている裁判例は、たまたまクレジットカード等によるキャッシュレス支払がされている事案であっても、取り上げない（購入者と加盟店との法律関係において生じている事由に基づいて、購入者と決済サービス提供事業者との間の法律関係が争われている事案を取り上げることは、もちろんである）。
- ⑤貸金（キャッシングないし使途自由与信）に関する裁判例は取り上げない。

研究会は、取り上げるべき裁判例がまとまった数になる都度開催し、その研究成果を、クレジット分野における数少ない専門研究誌である「クレジット研究」（紙版及び電子版）において公表する。原則として、1年を1期とすることを予定しているが、たとえば、民事判例全般であるとか、金融判例全般を対象とする企画と異なり、対象分野を限定している研究会であるため、より臨機応変な対応が必要になることも予想される。実際、今回の第1期にしても、平成30年の裁判例を中心としつつも、同29年の裁判例も特に重要なものについては、併せて取り上げている。

前述の通り、本研究会は、地道な判例研究に取り組むものであり、判例研究以外の法解釈学的研究や法政策学（立法論）的な研究に、組織的に取り組むものではない。もっとも、研究会のメンバー等が自発的に行うそのような研究の報告のため、研究会の場を提供したり、

その成果を「クレジット研究」誌等を通して発信することには、積極的に取り組んでまいりたい。

キャッシュレス取引判例研究会会員

- 〔座長〕 山本 豊（京都大学名誉教授）
渡辺 達徳（東北大学大学院法学研究科教授）
尾島 茂樹（金沢大学大学院法務研究科教授）
小塚 莊一郎（学習院大学法学部教授）
白石 大（早稲田大学大学院法務研究科教授）
片岡 義広（片岡総合法律事務所所長弁護士）
二村 浩一（山下・柘・二村法律事務所弁護士）
高松 志直（片岡総合法律事務所弁護士）
永井 隆光（山下・柘・二村法律事務所弁護士）
前田 竣（片岡総合法律事務所弁護士）
吉元 利行（現代ビジネス法研究所代表）